

大阪広域水道企業団の電子入札に 参加するための手続きについて

大阪広域水道企業団
財務課 契約グループ

目 次

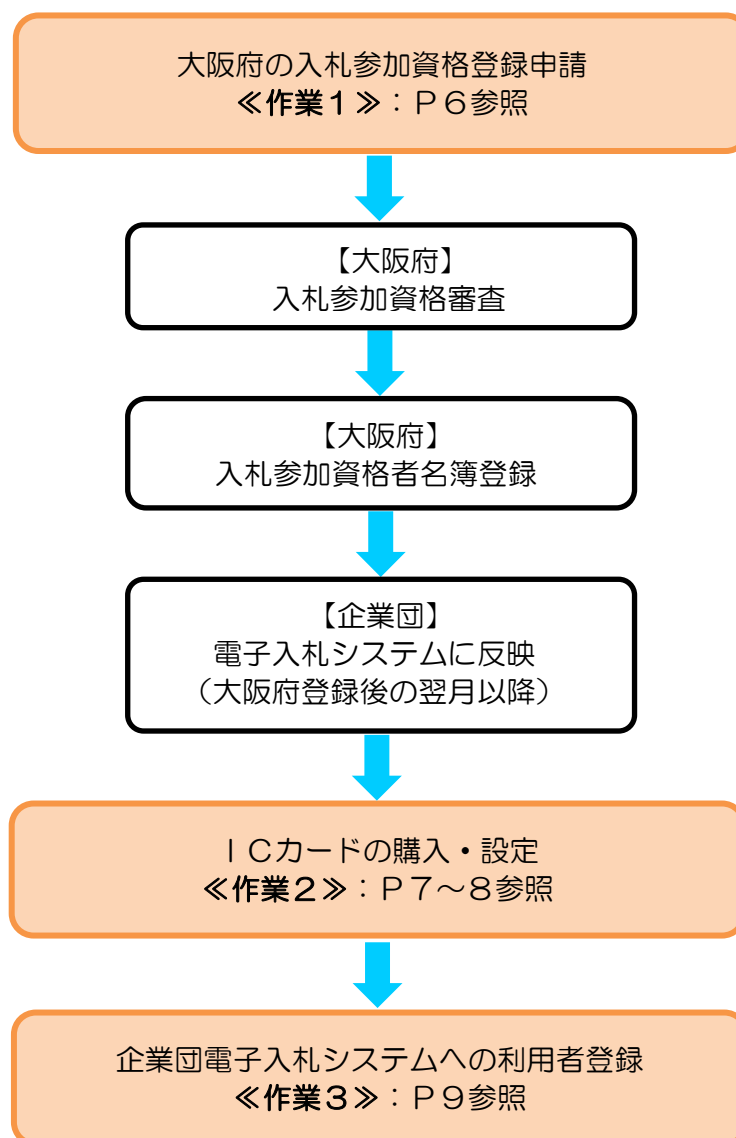
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1. 大阪府の入札参加資格者名簿・・・・・・・・	2
2. 大阪府の入札参加資格者名簿への登録申請の種類・・・・・・・・	3
①「定期登録申請」について・・・・・・・・	3
②「随時登録申請」について・・・・・・・・	4
3. 大阪府の入札参加資格者名簿への登録申請の方法《作業1》・・	6
4. ICカードの購入・設定《作業2》・・・・・・・・	7
①ICカード等の購入について・・・・・・・・	7
②購入費用等について・・・・・・・・	8
③ICカードの設定・・・・・・・・	8
5. 企業団電子入札システムへの利用者登録《作業3》・・	9
6. 企業団の電子入札に参加するための手続きの流れ・・・・・・・・	10
①物品・委託役務、測量・建設コンサルタント・・・・・・・・	10
②建設工事・・・・・・・・	11
7. 各種問い合わせについて・・・・・・・・	12

はじめに

大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）の電子入札システムは、大阪府の入札参加資格者名簿のデータを使用していますので、企業団の電子入札に参加するためには、大阪府の入札参加資格者名簿に登録する必要があります。

企業団の電子入札に参加するまでの手続きは下の図のような流れになり、3つの作業を行う必要があります。

<手続きの流れ>



1. 大阪府の入札参加資格者名簿

大阪府の入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）は、下の表のとおり分類されていますので、入札参加を希望する契約の種別ごとに名簿に登録する必要があります。

企業団の電子入札に参加するためには、電子入札公告の**公告月の前月末**までに、大阪府の名簿に登録されている必要があります。

<大阪府の入札参加資格者名簿の種類>

契約の種別	大阪府の名簿の名称
建設工事	大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿
測量・建設コンサルタント等業務	大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿
物品・委託役務	大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿

（参考）

- ・大阪府の「建設工事」と「測量・建設コンサルタント等業務」の名簿にはどちらか一方にしか登録できません。

2. 大阪府の入札参加資格者名簿への登録申請の種類

○大阪府の名簿の有効期間は、次のとおりです。

建設工事：最大3年間（令和9年度以降）

測量・建設コンサルタント等業務：最大3年間（令和8年度以降）

物品・委託役務：最大3年間（令和7年度以降）

＜名簿の有効期間＞

名簿の種別	有効期間（年度）	
建設工事	R6・7・8	R9・10・11
測量・建設コンサルタント等業務	R8・9・10	
物品・委託役務	R7・8・9	

○大阪府の名簿に登録するためには、次の2種類の登録申請があります。

① 決まった申請期間にだけ申請できる「**定期登録申請**」

② 通年、申請できる「**随時登録申請**」

※①②ともに、電子申請を行った後、大阪府に添付書類を提出します。

① 「定期登録申請」について

○「定期登録申請」は、名簿の有効期間が終了し名簿が更新される時に、更新される名簿に登録するための申請です。

○「建設工事」の令和9・10・11年度の名簿の登録申請の申請期間は、

令和8年11月中旬～令和8年12月末頃（未定） です。

○登録申請後、審査が完了すると、令和9年4月1日からの名簿に登録されます。

（登録の確認は、大阪府ウェブページの

「**【物品・委託役務関係】入札参加資格の各種手続案内**」→「入札参加資格者名簿」

「**【建設工事】競争入札参加資格登録**」→「入札参加資格者名簿情報検索」

で確認できます。）

②「随時登録申請」について

○「随時登録申請」は、名簿の有効期間中に、追加で登録するための申請です。

○通年、登録申請することができます。

※「建設工事」と「測量・建設コンサルタント等業務」の令和8年度の名簿の登録申請は、令和9年2月10日（水）までの予定です。

※「物品・委託役務」の令和7・8・9年度の名簿の登録申請は、令和10年3月21日（火）までです。

○登録申請後、審査が完了すると、令和8年度の名簿に登録されます。

○原則として「建設工事」、「測量・建設コンサルタント等業務」は登録申請の翌月1日に、「物品・委託役務」は登録申請の翌週月曜日に登録されます。

（登録の確認は、大阪府ウェブページの

「【物品・委託役務関係】入札参加資格の各種手続案内」→「入札参加資格者名簿」

「【建設工事】競争入札参加資格登録」→「入札参加資格者名簿情報検索」

で確認できます。）

<大阪府の名簿の登録日>

名簿の種別	名簿の登録日
建設工事	登録申請の翌月1日 （月の10日までに申請し、添付資料を15日までに提出した場合）
測量・建設コンサルタント等業務	
物品・委託役務	登録申請の翌週月曜日 （毎週火曜日までに申請・添付資料を提出した場合）

※「建設工事」「測量・建設コンサルタント等業務」の登録申請が月の10日以降の場合は、登録が翌々月1日になる場合があります。

「物品・委託役務」の登録申請・添付書類の提出が火曜日以降の場合は、登録が翌々週月曜日になる場合があります。

現在、大阪府の名簿に登録がない場合、令和9年4月から企業団の入札に参加するためには、

(1)「建設工事」については、

①令和9・10・11年度の名簿の「定期登録申請」

(申請期間) 令和8年11月中旬～令和9年12月末頃(未定)

(定期受付は受付時期になりますと、大阪府電子調達(電子入札)システムホームページに申請の詳細が掲載されます)

②令和6・7・8年度の名簿の「随時登録申請」が必要です。

(申請期間) 令和9年2月10日(火)まで

①と②の両方が必要です。

(2)「測量・建設コンサルタント等業務」については、

令和8・9・10年度の名簿の「随時登録申請」が必要です。

(申請期間) 令和9年2月10日(月)まで

(期間は変更されることがあります。)

(3)「物品・委託役務」については、

①令和7・8・9年度の名簿の「随時登録申請」が必要です。

(申請期間) 令和10年3月21日(火)まで

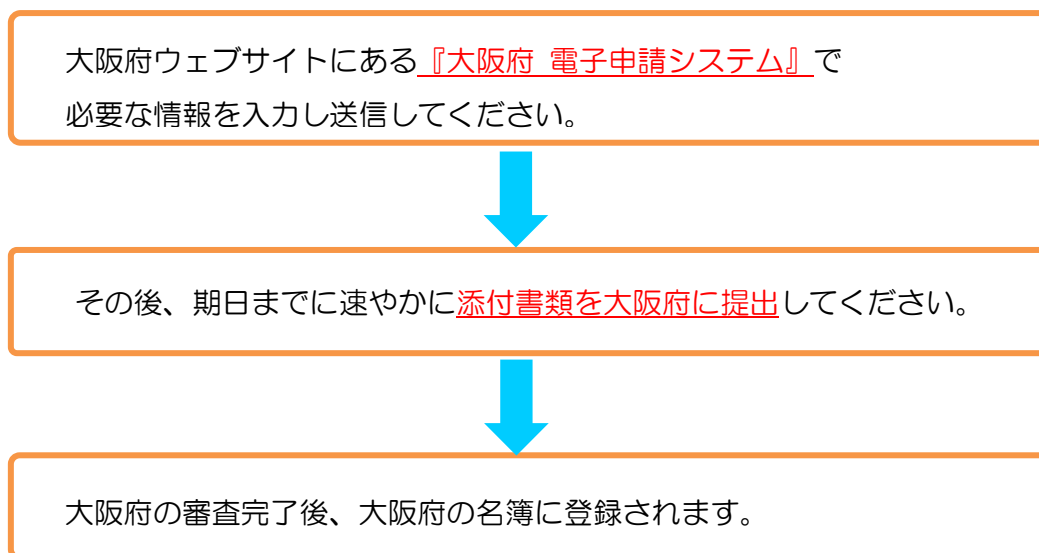
(期間は変更されることがあります。)

企業団の入札参加には「公告された日の前月末時点で名簿に記載されていること」を条件としているため、4月公告案件に参加するためには、3月末時点で登録されている必要があります。

建設工事(有効期間)	令和9年4月公告	令和9年5月～公告
R6・7・8名簿(随時登録)		
R9・10・11名簿(定期登録)		

3. 大阪府の入札参加資格者名簿への登録申請の方法・・・《作業1》

大阪府の名簿への登録申請は、大阪府ウェブページでの電子申請です。詳細は大阪府ウェブページにてご確認ください。



↓初めて登録する方↓

[大阪府電子契約ポータルサイト](https://eawww.e-nyusatsu.pref.osaka.jp/portal/index)

<https://eawww.e-nyusatsu.pref.osaka.jp/portal/index>

大阪府 電子契約ポータルサイトの

「入札参加資格の登録・変更・名簿等」→「入札参加資格申請」→「新規登録」でメールアドレスを入力し、区分（建設工事、測量・建設コンサルタント、物品・委託役務）を選び、新規申請ボタンを押下してください。

入力したメールアドレス宛てに届いたメール内に記載のある URL からアクセスし、「新規申請（初めて登録する方）」画面から電子申請してください。

[電子申請システム操作マニュアル（建設工事／測量・建設コンサルタント等）／大阪府](https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-hajimete/e-mansk.html)

https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-hajimete/e-mansk.html

[電子申請システム操作マニュアル（物品／委託役務）／大阪府](https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-hajimete/e-mansb.html)

https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-hajimete/e-mansb.html

4. ICカードの購入・設定・・・《作業2》

企業団の電子入札システムにログインするためにはICカード発行会社（民間認証局）が発行するICカードによる電子認証を行います。

企業団の電子入札システムに利用者登録を行う前にICカード等を購入しパソコンの設定を行ってください。

※大阪府等の電子入札で使用するICカードを持っている場合は同一のICカードが使用可能です。

※ICカード購入～電子入札システムを利用するまでの流れは、企業団ウェブページの「電子入札に関するマニュアル」の「電子入札システムご利用までの流れ」をご覧ください。

[電子入札システムに関するマニュアル](https://www.wsa-osaka.jp/soshiki/keiyaku/3/3/1850.html)

<https://www.wsa-osaka.jp/soshiki/keiyaku/3/3/1850.html>

① ICカード等の購入について

○下の表に記載している民間認証局のICカードを購入してください。

○指定の民間認証局はありませんが、企業団の電子入札システムに対応しているか、購入前に必ず民間認証局のウェブサイト等で確認してください。

《注意》ICカードリーダーも必要です。

<電子入札コアシステム対応の民間認証局一覧>

認証事業者名 (サービス名)	URL TEL
株式会社NTTネオメイト (e-ProbatioPS2)	http://www.e-probatio.com/ 0120-851-240(フリーダイヤル)
三菱電機インフォメーションネットワーク 株式会社 (DIACERT-PLUS サービス)	http://www.diacert.jp/plus/ 03-6771-5108
東北インフォメーション・システムズ株式会社 (TOiNX 電子入札対応認証サービス)	https://service.toinx.net/ebs/ 022-799-5566
日本電子認証株式会社 (AOSign サービス)	http://www.ninsho.co.jp/aosign/ 0120-345-240(フリーダイヤル)

②購入費用等について

ＩＣカードとＩＣカードリーダーの購入費用等は、民間認証局によって異なります。

<（参考）日本電子認証株式会社で購入する場合の費用>

IC カード購入申し込み後、お手元に届くまでに要する期間	IC カードの料金	IC カード有効期間の種類	IC カードリーダーの購入費用
3 週間～1 ヶ月	・1 年+30 日 用 16,500 円（税込） ※複数枚数の購入、継続 または追加して購入する 場合は、割引制度が あります。	1 年+30 日 2 年+30 日 3 年+30 日 4 年+30 日 5 年 の 5 種類	IC カードリーダー （USB 接続型） 9,900 円（税込）

③ＩＣカードの設定

○ＩＣカードとＩＣカードリーダーが民間認証局から届きましたら、付属の設定マニュアルに沿って、ＩＣ カードリーダーのインストールを行ってください。

（この作業はお使いになるパソコン毎に行ってください。）

○インストール方法に関するお問い合わせはＩＣカードを購入した民間認証局まで
お願いします。

5. 企業団電子入札システムへの利用者登録・・・《作業3》

○ICカードの設定が完了した後、企業団の電子入札システムで利用者登録を行ってください。

○利用者登録の方法については、企業団ウェブページの「電子入札システムに関するマニュアル」の「利用者登録マニュアル」をご覧ください。

電子入札システムに関するマニュアル

https://www.wsa-osaka.jp/jigyosha/nyusatsu_keiyaku/kakusyu_manual.html

○利用者登録が完了しましたら、電子入札システムより企業団の入札に参加可能となります。

電子入札システム

<https://www.ebs-cloud.fwd.ne.jp/CALS/Acceptor/index.jsp?name1=06A0062006600600>

電子入札 操作概要マニュアル（受注者用：工事/コンサル）

<https://www.wsa-osaka.jp/material/files/group/10/kouji-gaiyou.pdf>

電子入札 操作概要マニュアル（受注者用：物品/役務）

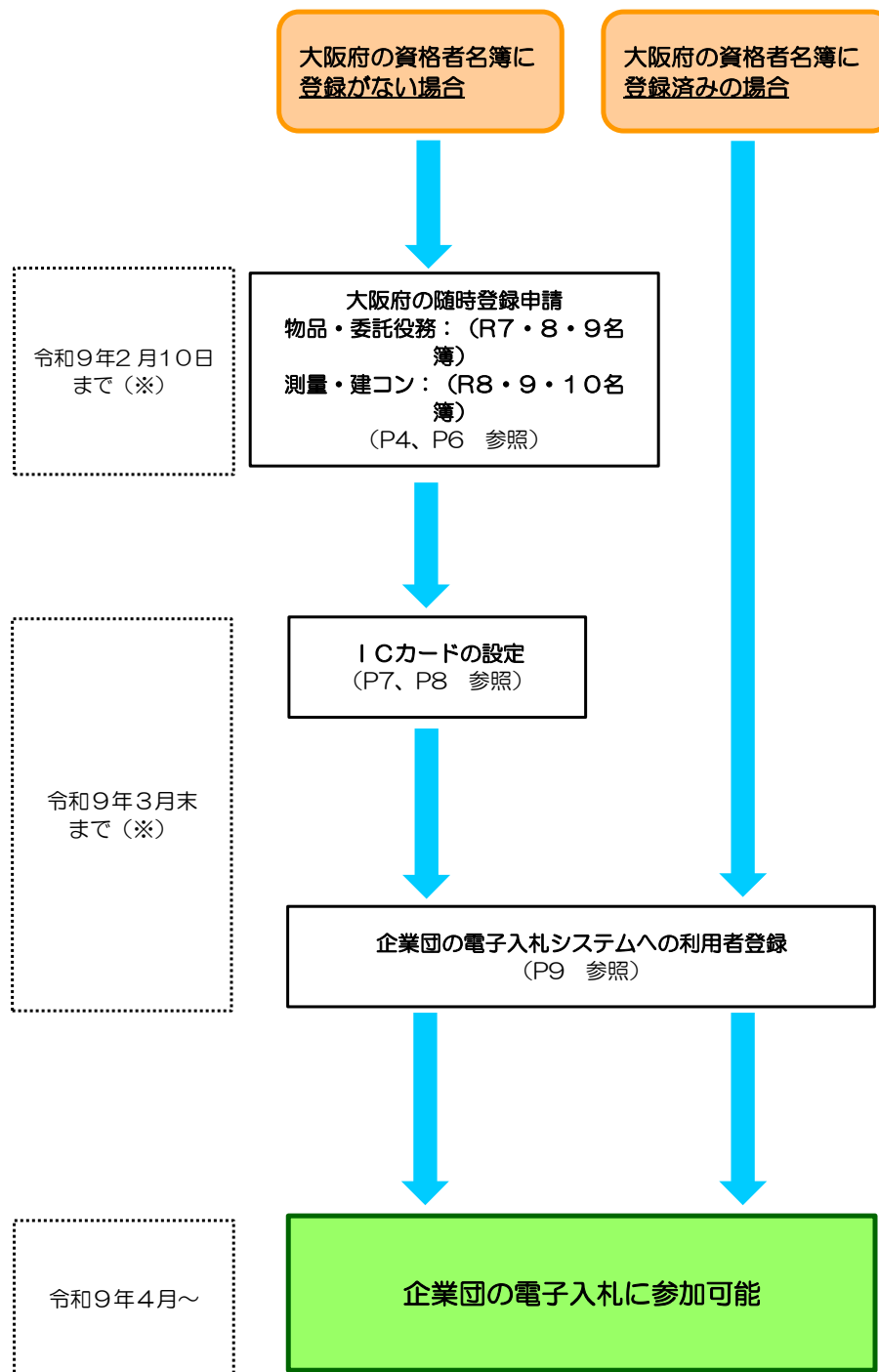
<https://www.wsa-osaka.jp/material/files/group/10/buppin-gaiyou.pdf>

電子入札 公告資料質問マニュアル

<https://www.wsa-osaka.jp/material/files/group/10/shitsumonkaitou.pdf>

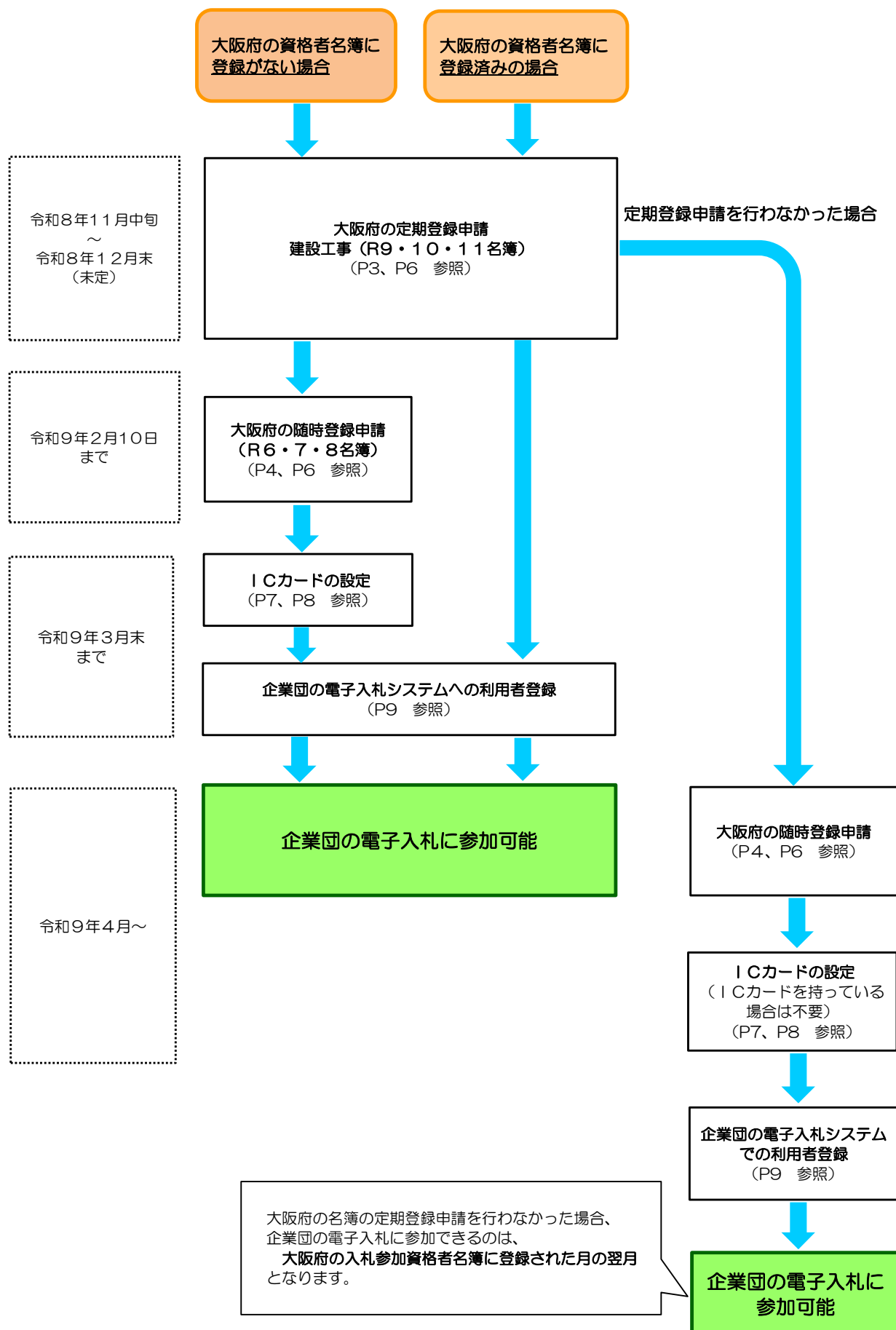
6. 企業団の電子入札に参加するための手続きの流れ (すでに企業団の電子入札システムに利用者登録済みの場合は必要なし)

① ≪物品・委託役務、測量・建設コンサルタント等業務≫



※ 期間に変更される場合があります。
なお、この期間までに随时登録を行わなかった場合、
企業団の入札に参加できるのは、大阪府の入札
参加資格者名簿に登録された月の翌月からとなります。

② 《建設工事》



7. 各種問い合わせについて

① 問い合わせ前の注意点

- ・利用者登録などの操作の前には、操作マニュアルなどをよく読んでください。
- ・電話の前に、大阪府または企業団のホームページでのFAQなどで該当する項目がないか確認してください。
- ・電話される場合は、手元に操作マニュアル、お使いのパソコンのマニュアル、インターネットブラウザソフトやウィンドウズのバージョンが判る資料を準備してください。
- ・できれば、パソコンの状態や画面を確認できる場所から電話してください。
- ・お使いのパソコンや回線等の障害によるトラブルには対応に限界があります。
- ・操作マニュアルなどを事前に読まず電話することは避けてください。

② 大阪府の名簿登録の手続きについての問い合わせ先

お問い合わせ内容	問い合わせ先
・利用者登録の事前のパソコン等の設定 ・画面の操作が判らなくなってしまった場合 ・機器や回線のトラブルの場合の対処方法	大阪府電子調達ヘルプデスク 電話 06 - 4400 - 5180 時間 平日 9:00-17:30
・建設工事の資格登録に関すること ・物品・委託役務業務資格登録に関すること	大阪府総務部契約局 総務委託物品課 資格審査グループ 電話 06-6944-6429

③ ICカード及び企業団利用者登録の手続きについての問い合わせ先

お問い合わせ内容	問い合わせ先
・利用者登録の事前のパソコン等の設定 ・画面の操作が判らなくなってしまった場合 ・機器や回線のトラブルの場合の対処方法	大阪広域水道企業団 電子入札統合ヘルプデスク 電話 0570-021-777 時間 平日 9:00-12:00 13:00-17:30
・企業団利用者登録に関するお問合せ	大阪広域水道企業団 経営管理部 財務課 契約G 電話 06-6944-6047 時間 平日 9:00-11:45 13:00-17:00

※問い合わせ先についてお間違いのないようにお願いします。